

富田林市立西山墓地・富田林霊園における複数区画使用の注意事項

令和 8 年 4 月 1 日

【はじめに】

富田林市立西山墓地(以下西山墓地)および富田林霊園(以下霊園)につきまして、1世帯で複数区画のお申し込みが可能となりました。

複数区画をご使用の際には、下記注意事項を遵守いただきますようお願い申し上げます。

【各種届出と料金について】

維持費や、各種届出に伴う手数料は、区画ごとに必要となります。

※西山墓地の維持費及び各種届出に伴う手数料は、使用許可日が令和7年4月1日以降の区画が対象となります。

【区画の使用について】

≪1≫隣接する複数区画を1つの囲障(巻石)で使用する場合(一体使用)

(1)一体的に使用するすべての区画において、使用者は同一人としてください。承継の場合も同様とします。

(2)囲障の設置は、使用区画の隣接区画からそれぞれ1cm控えてください。

※裏面の施工例を参照。

(3)返還の際は、囲障(巻石)も含めたすべての構造物を撤去し、原状に復したうえでご返還ください。

※一部区画のみを返還するときは、返還する区画は原状に復し、使用継続区画は隣接区画から1cm以上の間隔をあけて構造物を設置してください。

≪2≫一体使用されない場合は通常通りご使用ください。

※裏面の施工例を参照。

■お問い合わせ

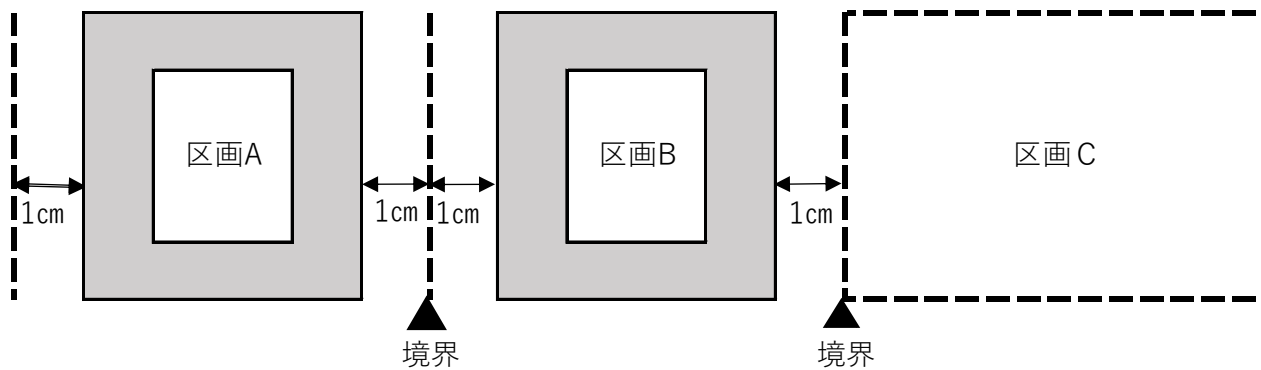
富田林市 市民人権部 環境衛生課 公衆衛生係

電話 0721-25-1000(代表) 内線 143・147・149

〒584-8511 富田林市常盤町1番1号

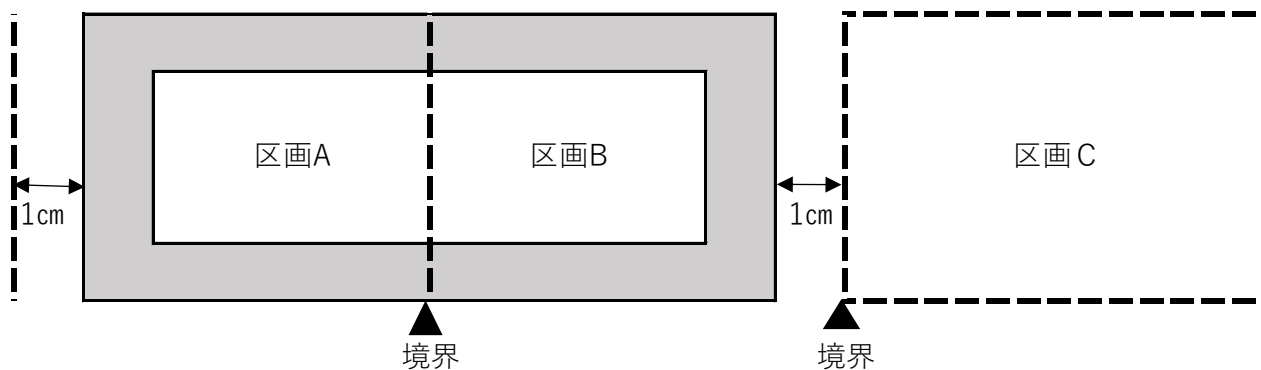
■認められる施工

《1》隣接する複数区画を、区画ごと使用（通常の施工）



各区画に隣接する面は、境界から1cm控えて設置

《2》隣接する複数区画を1つの囲障で使用（一体使用）



隣接する区画とは、境界から1cmの間隔を確保して構造物を設置

■一部区画を返還する場合

返還区画は構造物等を除却し、使用区画は隣接区画から1cmの間隔を確保する

